

構造計算適合性判定業務に係る判定手数料(改定後)

判定手数料は非課税です。

仮受付後、当センター指定口座へお振り込みをお願いします。なお、振込手数料は申請者等の負担となります。

建築物毎の 延べ面積	構造計算方法	
	大臣認定プログラムにより行 われたもの	左記以外の方法により行わ れたもの
1,000m ² 以内のもの	145,000円	216,000円
1,000m ² を超え、2,000m ² 以内のもの	179,000円	276,000円
2,000m ² を超え、10,000m ² 以内のもの	219,000円	349,000円
10,000m ² を超え、50,000m ² 以内のもの	319,000円	514,000円
50,000m ² を超えるもの	495,000円	859,000円

【判定手数料改定日】

令和7年4月1日(火)

※改定日以降の構造計算適合性判定申請書受付分より改定後の手数料を適用いたします。

【備考】

- 判定手数料は、建築物毎の延べ面積の区分に応じた額になります。ただし、申請又は通知に係る建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合(地上部部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合も含む)は、それぞれ別の建築物とみなします。
- 構造計算方法が「大臣認定プログラムにより行われたもの」であっても、磁気ディスク等の提出がない場合は、「左記以外の方法により行われたもの」として取り扱います。
- 適合性判定通知書の交付があった建築物の計画変更の手数料についても上表により算定します。